平成２１年（フ）第８６号
新潟県新潟市東区寺山３丁目15番18号
破産者　後藤　健司
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５号
金沢市天神町２丁目３番37号
破産者　関盛　雅博
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第９６５号
福岡県大野城市錦町２丁目２番11号　サンコート錦町404号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区竹田田中宮町17番地　富士和ビル306号
破産者　松本　多正
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
福岡市西区周船寺３丁目９番12―205号
破産者　吉田　隆文
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第６４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2623番地１、旧住所福岡県直方市神正町８番22号
破産者　栗田　恭子
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５０１号
札幌市白石区北郷１条12丁目１番５号　ルミエール北都101号
破産者　佐藤　壽美
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３号
仙台市泉区実沢字一本橋24番地の１
破産者　安部　　勝
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第４８８号
秋田市東通２丁目10番10号
破産者　加藤　英子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４９４号
秋田県男鹿市脇本脇本字石館23番地４
破産者　加藤　邦夫
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１４３号
福島市上名倉字平内30番地
破産者　高橋　正幸
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第１８２号
福島市飯坂町湯野字薬師前14番地の３　５号、破産開始決定時の住所福島県二本松市若宮２丁目161番地14
破産者　佐藤　　孝
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７２号
福島県伊達市保原町字京門33番地５
破産者　大橋富多男
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第２９７号
富山市黒瀬181番地１　グリーンヴィラ黒瀬206号、開始決定時の住所富山市諏訪川原３丁目３番16号
破産者　谷　　司郎
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５３４号
愛知県岡崎市庄司田１丁目６番地８　Ｔ＆ＦＫ92401、開始決定時の住所愛知県岡崎市戸崎町字藤狭20番地297　グローリアス岡崎戸崎町1003
破産者　山崎　　豊
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
兵庫県洲本市塩屋３丁目１番14号、前住所兵庫県洲本市上物部１丁目５番38号
破産者　脇村千恵子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１８５号
香川県坂出市江尻町191番地159
破産者　小笠原　浩
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第７０４号
愛媛県東温市西岡599番地４、開始決定時の住所愛媛県東温市見奈良585番地１
破産者　渡部　正之
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所